

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人京都大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事の報酬については、個別の業績評価を考慮し決定することとしている。
 なお、役員賞与は、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して増額または減額することがあると定めている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

俸給月額を0.5%引下げた(4月から)

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

該当者なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	21,226	14,238	5,530	1,423 (都市手当) 33 (通勤手当)			
A理事	15,985	10,626	4,127	1,062 (都市手当) 168 (通勤手当)			
B理事	15,977	10,626	4,168	1,062 (都市手当) 119 (通勤手当)			
C理事	15,993	10,626	4,168	1,062 (都市手当) 135 (通勤手当)			
D理事	8,144	5,392	2,024	539 (都市手当) 188 (通勤手当)		9月30日	

E理事	千円 7,968	千円 5,392	千円 2,024	千円 539 (都市手当) 12 (通勤手当)	9月30日	
F理事	千円 16,495	千円 10,626	千円 4,182	千円 1,193 (都市手当) 492 (単身赴任手当)		◇
G理事	千円 15,887	千円 10,626	千円 4,148	千円 1,062 (都市手当) 49 (通勤手当)		※
H理事	千円 8,071	千円 5,233	千円 2,122	千円 523 (都市手当) 191 (通勤手当)	10月1日	
I理事	千円 8,019	千円 5,233	千円 2,122	千円 523 (都市手当) 139 (通勤手当)	10月1日	
A監事	千円 11,379	千円 8,389	千円 2,150	千円 838 (都市手当)	4月1日	
B監事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	4月1日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「都市手当」とは、地域の民間賃金水準を報酬(給与)に反映するように、物価等を踏まえて支給されているものである。
注3:「前職」欄の「※」は独立行政法人の退職者であることを、「◇」は役員出向者であることを示す。
注4:B監事(非常勤)への就任にあたって、本務先から、無報酬を条件とされたため、報酬は支給していない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円 5,472 (57,613)	年 4 (39)	月 0 (0)	9月30日	1.0	当該理事に係る業績評価の結果が標準(1.0)であったため増額及び減額なし
B理事	千円 5,472 (57,613)	年 4 (36)	月 0 (6)	9月30日	1.0	当該理事に係る業績評価の結果が標準(1.0)であったため増額及び減額なし
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:A理事及びB理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

定員(人数)と予算(金額)により人件費管理をしている。
効率化係数による人件費の削減及び行政改革の重要方針に基づく総人件費改革に対応して、定員削減等の雇用調整や戦略的な定員の再配置、事務組織の改革、業務の簡素化・合理化等事務改革を方針として定めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人化移行時に本学の方針として、給与に関しては国に準拠すると定めており、俸給表及び諸手当制度については国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給率の決定、昇給・昇格の実施については、能力・実績を重視した人事給与制度を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	期間内における職員の業績を評価し、勤務成績に応じた支給率になるよう実施している。
昇給	昇給期間における勤務成績により実施している。
昇格	長期的な期間(3年)における勤務成績を加味して実施している。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国に準拠して以下の改正を行った。【4月から】

- ・俸給月額引下げ(0.23%)
- ・俸給の切替に伴う経過措置額の引下げ(0.49%)及び当該措置を平成26年4月1日に廃止
- ・俸給の調整額の調整基本額の引下げ
(一般職俸給表(一)7級以上及びこれに相当する級について100円引下げ)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年8月～平成25年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:
 - 一般職俸給表(一)7級以上(▲4.35%)、3級から6級まで(▲2.50%)、2級以下(▲1.00%)
 - 一般職俸給表(二)4級以上(▲2.50%)、3級以下(▲1.00%)
 - 専門業務職俸給表5級以上(▲4.35%)、2級から4級まで(▲2.50%)、1級(▲1.00%)
 - 教育職俸給表5級以上(▲4.35%)、3級及び4級(▲2.50%)、2級以下(▲1.00%)
 - 医療職俸給表(一)8級(▲4.35%)、3級から7級まで(▲2.50%)、2級以下(▲1.00%)
 - 医療職俸給表(二)7級(▲4.35%)、3級から6級まで(▲2.50%)、2級以下(▲1.00%)
 - 指定職俸給表(▲4.35%)
- ・諸手当関係の措置の内容:
 - 俸給月額に連動する手当の月額は、俸給月額の減額割合に応じた額を減じて算出
- ・国と異なる措置の概要:
 - 国家公務員と異なる減額割合で、平成24年8月1日から実施
 - 医療職俸給表(一)及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、医学部附属病院に所属する職員は適用除外

(役員について)

- ・実施期間:平成24年8月～平成25年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額(▲4.35%)
- ・諸手当関係の措置の内容:
俸給月額に連動する手当の月額は、俸給月額の減額割合に応じた額を減じて算出
- ・国と異なる措置の概要:
国家公務員と異なる減額割合で、平成24年8月1日から実施

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	4,261	44.4	7,387	5,482	124	1,905
事務・技術	1,168	41.1	5,732	4,304	135	1,428
教育職種 (大学教員)	2,422	47.5	8,741	6,445	126	2,296
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	501	37.9	5,262	3,972	86	1,290
医療職種 (病院医療技術職員)	155	41.1	5,672	4,267	130	1,405
指定職種	1					
専門業務職員	5	38.1	5,905	4,457	139	1,448
技能・労務職種	9	55.8	5,474	4,100	122	1,374

非常勤職員	378	37.8	5,352	4,031	86	1,321
事務・技術	24	57.0	4,272	3,225	122	1,047
教育職種 (大学教員)	81	62.0	10,140	7,450	148	2,690
医療職種 (病院医師)	13	31.6	3,044	3,044	89	0
医療職種 (病院看護師)	198	28.0	3,938	2,969	36	969
医療職種 (病院医療技術職員)	59	30.1	4,162	3,225	156	937
指定職種	1					
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:「技能・労務職種」とは、特定の技能業務、労務作業に従事する職種を示す。

注5:常勤職員の「指定職種」、非常勤職員の「指定職種」及び「教育職種(外国人教師等)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

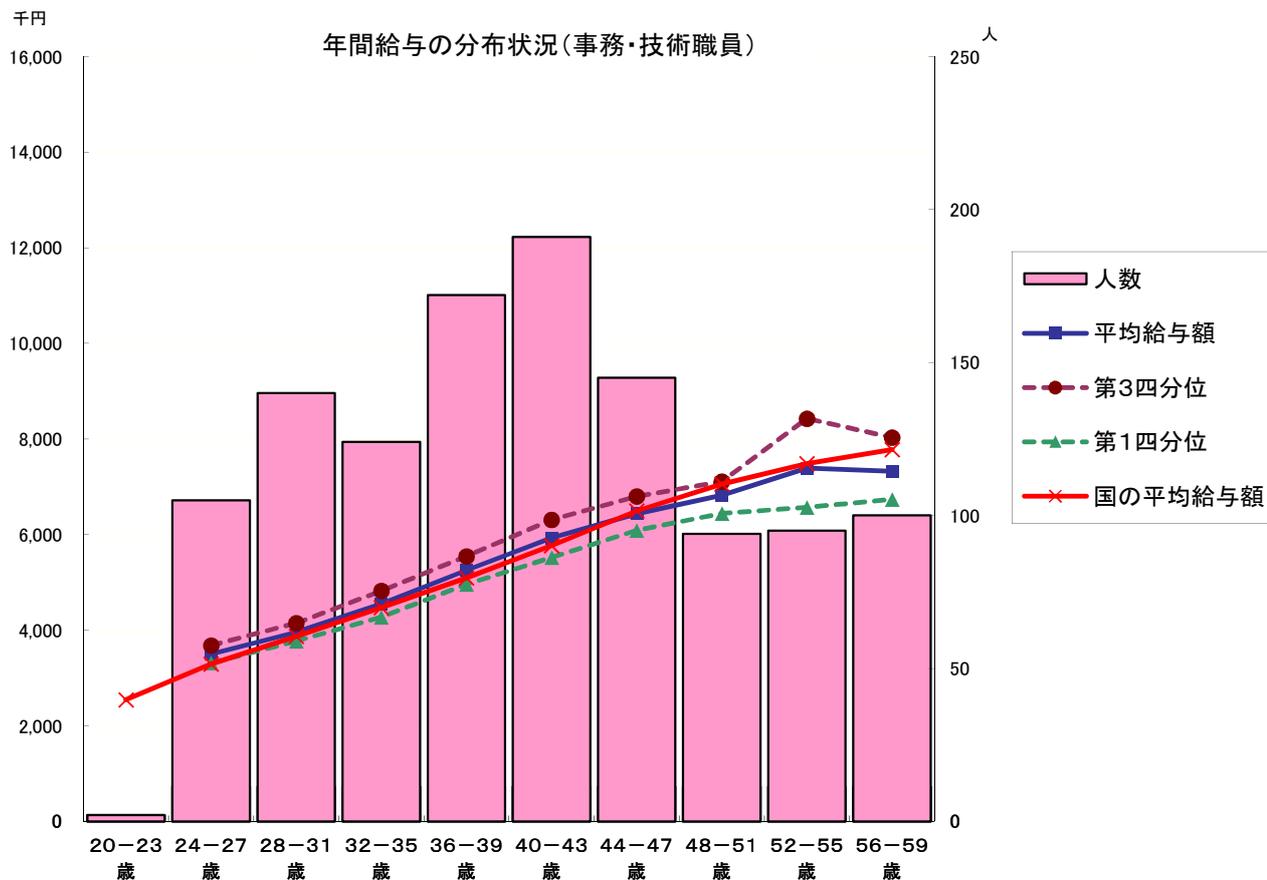
【年俸制適用者】

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	774	40.8	6,087	6,087	0	0
事務・技術	94	52.4	5,227	5,227	0	0
教育職種 (大学教員)	405	41.1	7,161	7,161	0	0
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	6	42.0	9,000	9,000	0	0
特定研究員	256	35.7	4,622	4,622	0	0
特定専門業務職員	13	46.8	6,331	6,331	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



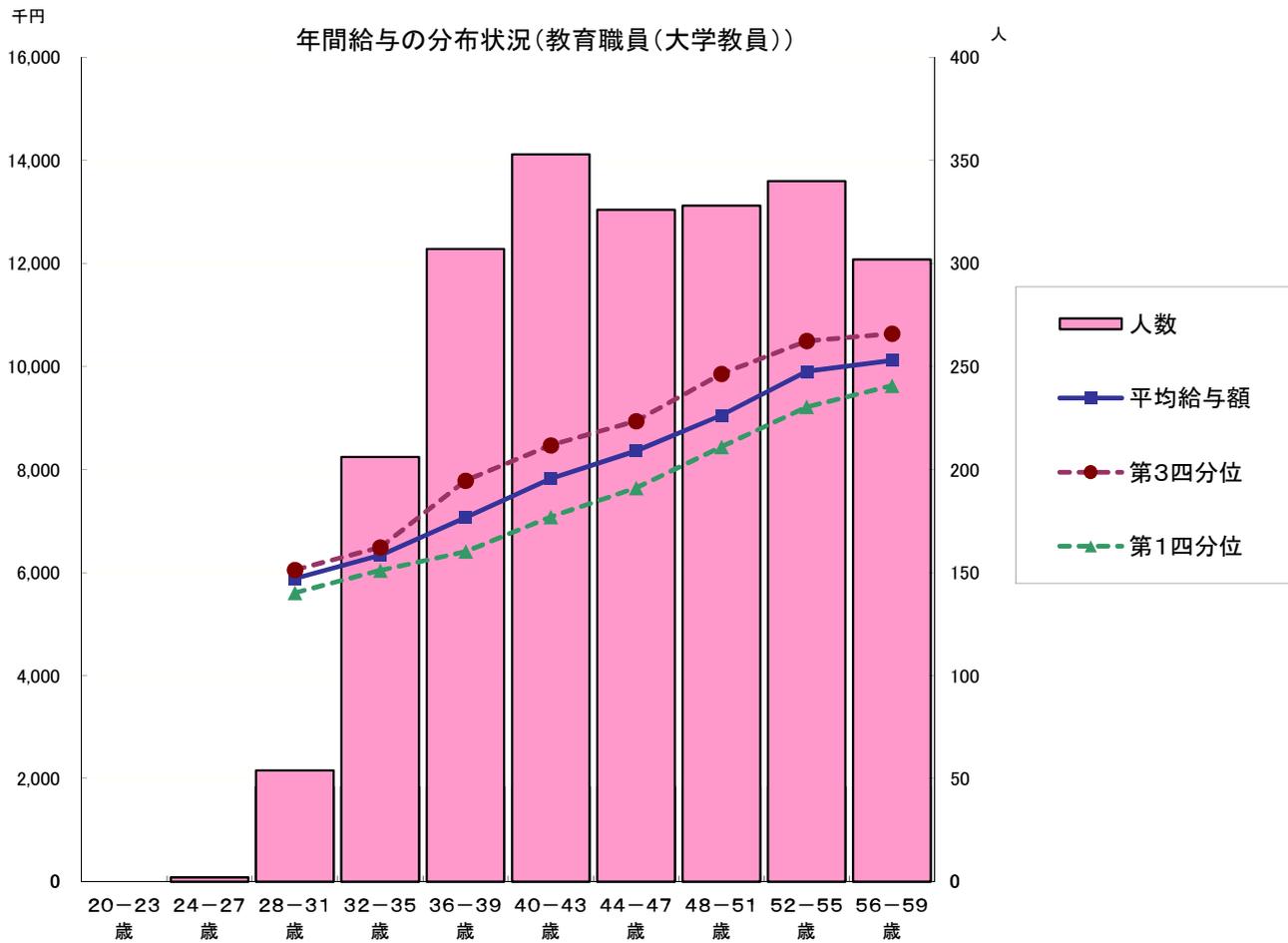
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	19	56.0	8,746	9,452	9,801		
課長	62	53.5	8,121	8,341	8,626		
課長補佐	129	51.0	6,770	6,964	7,171		
係長	395	44.4	5,615	6,096	6,538		
主任	233	40.5	4,925	5,329	5,839		
係員	330	30.4	3,563	3,919	4,225		

注:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

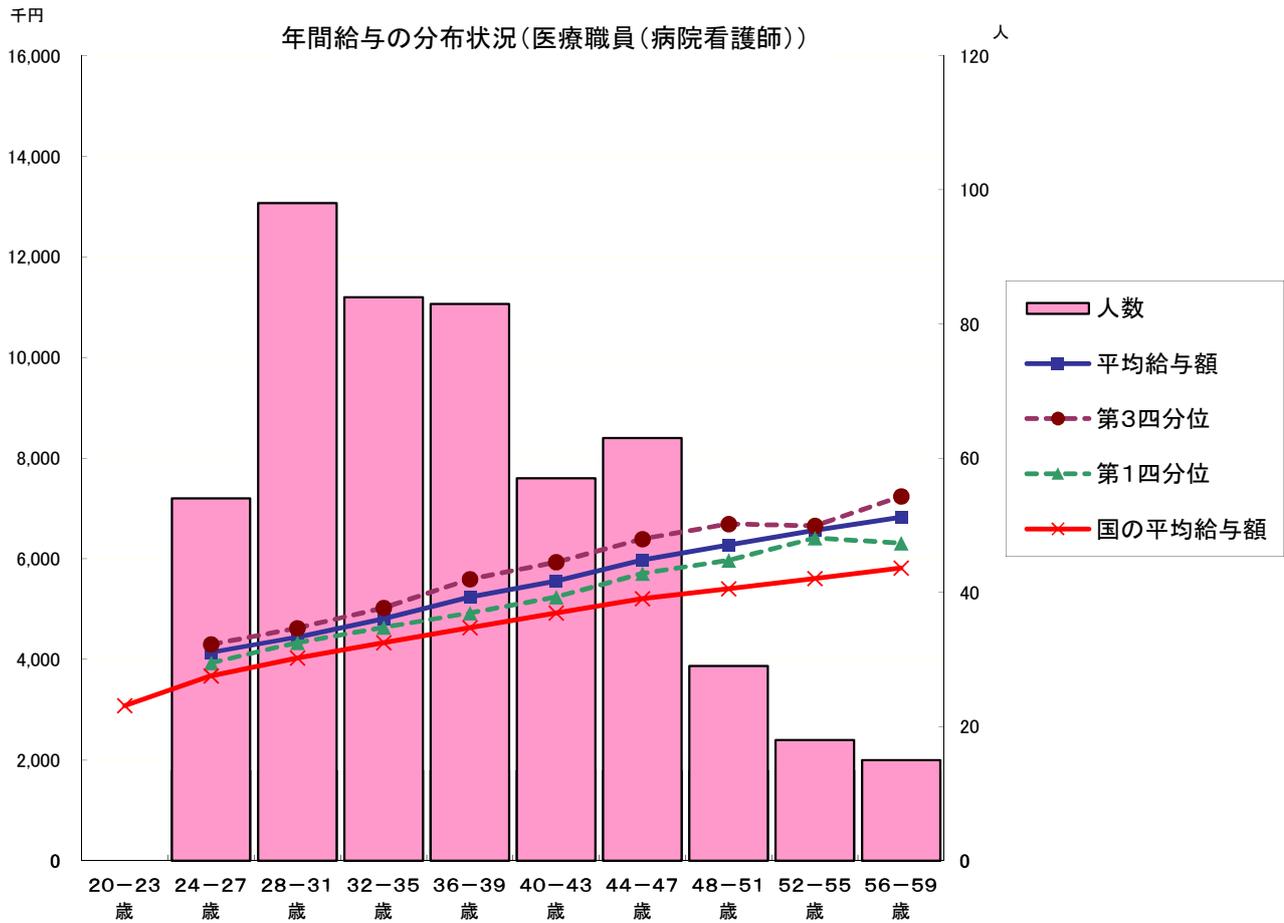


注:年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
教授	921	54.9	9,784	10,367	10,775		
准教授	679	45.7	8,121	8,462	8,889		
講師	142	44.0	7,288	7,771	8,278		
助教	672	40.0	6,203	6,577	6,955		
助手	3	52.2	-	6,239	-		
教務職員	5	48.3	5,296	5,770	6,004		

注:助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	4	51.3	-	7,014	-
看護師長	123	43.8	5,574	6,045	6,612
看護師	373	35.7	4,358	4,863	5,303

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	部長	部長	部長
人員(割合)	1,168	125 (10.7%)	211 (18.1%)	331 (28.3%)	315 (27.0%)	129 (11.0%)	40 (3.4%)	14 (1.2%)	3 (0.3%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		42～23	55～25	59～29	59～34	59～39	59～48	59～41	55～53	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		3,269～ 2,302	4,083～ 2,368	5,630～ 2,911	6,036～ 3,426	6,936～ 4,552	7,923～ 6,008	7,181～ 6,324	8,556～ 8,355	～	～
年間給与額(最高～最低)		4,250～ 3,054	5,381～ 3,179	7,339～ 3,871	7,889～ 4,691	9,164～ 6,243	10,220～ ～8,022	9,818～ 8,425	11,532～ 11,200	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	2,422	5 (0.2%)	677 (28.0%)	146 (6.0%)	673 (27.8%)	921 (38.0%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		59～36	62～26	62～28	62～31	68～38	～
所定内給与年額(最高～最低)		4,820～ 3,845	6,229～ 3,327	6,705～ 3,988	7,995～ 4,471	13,450 ～5,891	～
年間給与額(最高～最低)		6,454～ 5,098	8,067～ 4,319	9,073～ 5,428	10,486 ～5,907	16,994 ～8,146	～

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	501	0 (%)	373 (74.5%)	88 (17.6%)	35 (7.0%)	5 (1.0%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		～	59～24	59～30	59～39	55～44	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,022～ 2,809	5,452～ 3,276	5,568～ 3,951	6,041～ 4,820	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,656～ 3,772	7,224～ 4,374	7,560～ 5,507	7,731～ 6,646	～	～

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.3%	63.9%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.7%	36.1%	37.4%
	最高～最低	52.3～33.6%	48.9～28.4%	50.6～31.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	65.7%	64.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	34.3%	35.5%
	最高～最低	41.4～32.1%	38.6～29.7%	40.0～30.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.2%	62.8%	61.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.8%	37.2%	38.5%
	最高～最低	51.3～33.9%	48.5～31.7%	49.6～33.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.0%	64.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.6%	34.0%	35.3%
	最高～最低	48.9～28.6%	45.6～28.2%	47.2～31.0%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.7%	65.5%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.3%	34.5%	35.9%
	最高～最低	41.4～32.9%	38.6～30.5%	40.0～31.7%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	100.3
対他の国立大学法人等	109.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	106.9
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	113.0
対他の国立大学法人等	105.8

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.3	
	参考	地域勘案 104.2 学歴勘案 98.9 地域・学歴勘案 103.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国家公務員については、特例法により平成24年4月1日から給与減額支給措置が実施されているが、本学では平成24年8月1日から国家公務員と異なる減額割合により給与減額支給措置を実施しているため、対国家公務員の指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.7% (国からの財政支出額 81,019百万円、支出予算の総額 156,654百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は51.7%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 113.0	
	参考	地域勘案 107.4 学歴勘案 112.7 地域・学歴勘案 108.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当が様々な支給割合の国家公務員に対し、本学病院の都市手当(地域手当)10%と比較していること、平成24年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」の医療職俸給表(三)によると、最終学歴が大卒3.9%、短大卒86.5%、高校卒9.6%であるのに対し、本学は修士修了2.2%、大卒27.8%、短大卒65.8%、高校卒4.2%であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いこと、また同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」の医療職俸給表(三)によると、1級(准看護師)の構成割合が10.6%であるのに対し、本学は0.0%であり、国と比べて著しく1級(准看護師)職員の構成比が異なること、この三つの主な要因並びに病院看護師は給与減額支給措置の適用を除外していることにより、対国家公務員の指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.7% (国からの財政支出額 81,019百万円、支出予算の総額 156,654百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は51.7%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

108.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 38,058,503	千円 38,647,637	千円 (%) △ 589,134 (△1.5)	千円 (%) △ 1,068,738 (△2.7)
退職手当支給額 (B)	千円 4,057,281	千円 4,474,999	千円 (%) △ 417,718 (△9.3)	千円 (%) 1,871,007 (85.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 20,827,452	千円 20,019,398	千円 (%) 808,054 (4.0)	千円 (%) 2,844,194 (15.8)
福利厚生費 (D)	千円 7,269,882	千円 7,062,368	千円 (%) 207,514 (2.9)	千円 (%) 667,692 (10.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 70,213,118	千円 70,204,402	千円 (%) 8,716 (0.0)	千円 (%) 4,314,155 (6.6)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額について、前年度比がマイナス1.5%となった要因については、昨年の人事院勧告に準拠した給与制度の改正及び特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して実施した給与減額支給措置が考えられる。

【削減額】 役員	3,187 千円	事務・技術	93,146 千円
教育職種(大学教員)	338,760 千円	指定職種	1,525 千円
専門業務職員	551 千円	技能・労務職種	361 千円

退職手当支給額について、前年度比がマイナス9.3%となった要因については支給人員の減少及び「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき実施した支給水準の引下げが考えられる。

【削減額】 事務・技術	39,962 千円	教育職種(大学教員)	11,076 千円
医療職種 (病院医療技術職員)	426 千円	医療職種(病院看護師)	7,457 千円
技能・労務職種	1,062 千円		

非常勤役職員等給与について前年度比がプラス4.0%となった要因については、外部資金による特定有期雇用教職員等の雇用の増加が考えられる。

【給与減額支給措置による削減額】	10,541 千円
【退職手当の支給水準の引下げによる削減額】	229 千円

福利厚生費について、前年度比がプラス2.9%となった要因については、共済組合の介護掛金率、短期掛金率及び長期掛金率の引上げによることが考えられる。

結果として、最広義人件費については、前年同様となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき1月1日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の手当について、支給水準の引下げを実施した。

役職員に関する講じた措置の概要:調整率の段階的な引き下げ(国家公務員に準拠)

【期間】平成25年1月1日以前	【調整率】104/100
【期間】平成25年1月1日～平成25年9月30日	【調整率】98/100
【期間】平成25年10月1日～平成26年6月30日	【調整率】92/100
【期間】平成26年7月1日以降	【調整率】87/100